社説

文官任用令の改正

政府は今度いよ〳〵行政を整理する覺悟にて新に雲員を任命したるよし定めて種々の考案もあるみとならんが文官任用令の如きは第一に改正せられたきものなり現行規則に據れば奏任官は滿三年間高等文官若しくは判檢事の職を務めたる者の外、試驗に依て採用せらるゝ定にして判任官も官公立尋常中學校又は之と同等以上と認められたる官公立學校の卒業生等を除くの外、總て試驗を經ざる可らず試驗採用必ずしも不可ならず情實の弊を防ぐに於て多少の効能ある可しと雖も今日と爲りては自由任用の方寧ろ便利多かる可し初め試驗登用法を定めたるは明治二十年七月にして當時議會は未だ開けず政府は純然たる藩閥情實の政府にして異類を近けず人を採るには必ず同類の中に求めて永く薩長の勢力を維持せんみとを勉め在野の政客は極力これを攻擊して一旦議會開けなば一擧にして藩閥を倒す可しとの勢を示したり其時の執政は伊藤にして一面に於ては民情を和するの一手段として公平に人を採るの必要を感じたるか誰彼の區別なく試驗に及第したるものを官吏とするの法を定めたり藩閥中の人と雖も徒に縁故を以て官吏たる能はず其以外の者と雖も相當の學識ある者は官海に入り得べき門戸を開きたるものにして自から英斷と云はざるを得ず爲めに情實の弊を減じたる其効能は沒す可らずと雖も今や形勢大に變じて藩閥も敢て勢力を恣にするを得ず政府は次第に民意に依て動さる〳〵其證據は實で曾被視したる政黨と提携して長閥と行ひ民黨の人を容れたる事實に徵するも明白にして動動が臺灣の行政を革新す可しと云へば則ち其事に關して拓殖務省を廢す可しと唱ふれば則ち之を廢したるが如き一として民意を貴ぶの證ならざるはなし既に民意の上に立つ以上は人望を重んずるや勿論にして人望を重んずれば假令ひ官吏の任用を自由にしたれば とて情實を以て漫に無數無能の人を採用して世の批難を招く可き非ず斯の如きは實に自家立脚の地を危うするものなれば なり現に今の政府は人材登用と稱して新に多數の官吏を任命したる其中には一二の怪ひ可き人物なきに非ざれども概して先づ當世の人材にして舊官吏に比すれば勝るも劣るみとなし情實の弊左すれば恐るゝに足らずとすれば別に新屈なる試驗法を存して人材登用の門戸を廣くするは緊の得たるものに非ず元來試驗なるものは大凡そ人の學識を計るみとを得るも一回の試驗にて優劣を決するは容易に非ず無數及び其才能品行の如何は長き月日を經て漸く明白なるみとを待て始めて其外なる人の能力を受〳〵可き筈もあり又才能ありとするも一の失敗を遂れて仕官を思ひ止まるものあり或は試驗に及第は六かしきも普通の教育はなり能性怜悧にして立派に其職に堪へるものにしてこの門に入れば人物は ものにて 人物を任用 ものにて

[illegible]

ものなる可し心配して是等の不便を視て未だ者者の事に非ざるなり然れども若しも尚ほ其結果如何を疑ひ敢て試驗法全廢の勇氣なくんば切めては奏任官だけにても無試驗採用と改めたきものなり判任官は其數（凡そ三萬餘人）少なからざる上に地位も低ければ或は其任用に付て多少の不都合あるも世の注目を免るゝの掛念もあらんかなれども奏任官は其數三千五百、執れも要職に任ずるものにして者しも其任用に於て著しき不都合あれば忽ち世の物論を招くは必然なり當局者に於ても大に注意せざるを得ず特に相應の學識を有するみと明白なるものをも尚ほ試驗の上ならでは採用せずと云ふみが如きは愚の甚だしきものと云ふ可し或る高等の學校を卒業したる者は自から高等の學識を具ふるものと認むるは當局者の怠慢にして多少の例外あるも其卒業證書は先づ以て之を證明するものなり民間の會社銀行等に於て人を採るには學校の卒業證書を以て學識深淺の證據とし其他の事は只その人の才能品行如何に在るのみ然るに政府は殆り總ての學校を信ぜず如何なる證書を有する者も試驗を經ざれば採用せずと云ふ徒に無用の手數を費して人材登用の門戸を窮屈にするものと云ふ可し世間の信ずる學校は政府も亦信じて可なり例へば官私の大學、高等學校若しくは之と同等と認められたる諸學校の卒業生の如きは高等官として其職務を行ふに差支なき丈けの學識を具ふるものとして無試驗任用の道を開くも寧の實際に不都合なかる可し我輩の敢て當局者に警告する所なり

○布哇特報　第五十二信

八月廿六日ホノルヽ府　特派員　西　印　生

ハッチ内閣を撹廻はす

米布哇公使ハッチは米國に於て米布合併運動を九分九厘まで成功せしめたる其同一筆法を以て昨今頻に布哇の内閣を撹廻はしつゝあり仲裁の申込はクーパー氏の初めより不同意を唱へたる所なりしも一大臣の孤力は遂に其意志を徹底する能はず餘儀なくも日本政府に對して仲裁を申出づるに至りしとなるが日本より仲裁條件の提出あると同時に會ずハッチ氏の米國より歸りたるみとなれば是れ幸とクーパーは甘くも之を已が味方に取込み今はハッチの口を借りて仲裁不可論を内閣に主張しつゝあるなり維新の既に依れば彼の「夢民條例は日布條約の所定に抵觸す」といふの一條を仲裁裁判に附すべしとの一語に就き クーパー氏等は是れ仲裁判をして一國の立法權に立入らしめんとするものなりと論じ仲裁の申込を被拒するの口實となさんとするものゝ如し大蔵卿ダーン内務卿キングの如きは日本が布哇の法律を侵ひたるは一種然の權なりと主張するも布哇自身の法律を侵ひたるは一種然の權なりと主張するも布哇の法律を侵ひたるは一種然の權なりと主張するも其要點みとは仲裁の論なり所なれば之を仲裁人判に附するも國の權利を汚損せずといふの意見を持し大審院ドールと司法卿スミスとは可否論の間に立ち未だ何れとも意見を定めざる樣子なり

ハッチ氏は ハッチ氏は ホノルヽに於ける代官人の ものゝ一人なるが彼れサーストンに代て 公使となりたるより 日本に 米布合併條約は 日本政府より布哇政府へ提供したる仲裁條件の決定は頗る困難なるべしとて此際日本政府が再び契約移民の渡航を停止するみを必要の策なれといふものゝ二三年前までは勞働者の事に關して利害を感ずる場合には甘慮耕主より迫りて政府の政策を動かさんと試みたるみとありしも今は勞働問題と政治問題と參く相分別せられ居るが如く日本にじて屢々移民の渡航を停止し不穏を耕地の屋主に強らすが如きみとあらば政府に拘らず各耕主は耕主だけにて勞働者を雇入の目を他人に求むるみとゝなるべし日本人は耕地に於て好き勞働者たるに相違なきも勞働者問題の爲め政府の政策に容喙せんみとは耕主等の好まざる所なりと有力なる耕主代理人等は語れり

マリオンの出帆　米國軍艦マリオン號は今廿六日桑港

哇政府の内閣に於て種々議論の沸騰せんとする傾ありと見るや後れ忽ち「合併の成功を望まば云々」「合併の利益の爲めには云々」と一にも二にも己が合併運動の手柄を鼻に掛け專らクーパーの厚意を助けんと務むるより他の諸大臣は殆んど處置の出づべき所なきに苦しみ居るとなん

ハッチ氏臨時議會召集を主張す

ハッチ氏は過般米國に於て調印せられたる米布合併條約の謄本を齎らし歸りたるが布哇の人心をして安堵せしめ且つ米國をして布哇の輿論を知らしめんが爲め先づ布哇の上院に於て該條約案を批准するみを妙なれと此際臨時議會を召集すべしとの議を内閣に持ち出し大統領も之に同意し昨二十五日附を以て來る九月八日正午十二時臨時布哇上院をホノルヽに召集するの布告を發したり肝心、併呑せんとする米國の上院に在りては今猶ほ調査中なるに布哇が遽しく嘯嗟の間に議院を召集し條約案の批准論を開かしめんとするは奇怪の事といふべし現にスプレックル老人が一種の運動を初めたりとの風説あり來月擧行せらるべき下院議員の選擧も政府方に都合よき結果を得べしとは萬々信ぜらるゝ所なるも然りとて如何なる運動が如何なる妨を其間に入るゝやは豫め測り知るべからず然れば勞力の完全なる議院を利用し一の反對論も立場かならざる今日の場合に乘じて最も無事安全に上院の批准決を求め置くみと米國の變臨を動かさんとするの上に於て誠に最妙の策ねるべし殊に條約案の愈々米國上院に於て批准せらるゝや否やの疑はしき今日布哇政府の内閣員さへ何と「不安の念」に彷ひつゝある折柄なればヨノ氣体同然の勢に過ぎざるまでも「布哇議院を臨時に召集し上院として合併條約を議せしめ上院は異議なく條約を批准せり」との事二號活字を以て新聞紙に傳へられなば之に因りて幾分か人氣を新にし人心を強くするの効ある べしと凡そ此邊の奇よりハッチは急に議院の召集を主張したるみとなるべく内閣の議が忽ち召集既に決したるも亦其邊の意味に外ならずとなり因に記す上院召集の布告には條約批准の外に他の議案もあるが如し

閣議三回

仲裁條件に關して布哇政府の閣議を開くみと既に三回（二十日二十三日二十四日）只議論のみ多くして何事も決定せず

公使の督促

鶴村公使は去る二十三日を以て仲裁條件等に關する諸否の回答を布哇政府に督促せり

渡航停止の無効

日本政府より布哇政府へ提供したる仲裁條件の決定は頗る困難なるべしとて此際日本政府が再び契約移民の渡航を停止するみを必要の策なれといふものゝ二三年前までは勞働者の事に關して利害を感ずる場合には甘慮耕主より迫りて政府の政策を動かさんと試みたるみとありしも今は勞働問題と政治問題と參く相分別せられ居るが如く日本にじて屢々移民の渡航を停止し不穏を耕地の屋主に強らすが如きみとあらば政府に拘らず各耕主は耕主だけにて勞働者を雇入の目を他人に求むるみとゝなるべし日本人は耕地に於て好き勞働者たるに相違なきも勞働者問題の爲め政府の政策に容喙せんみとは耕主等の好まざる所なりと有力なる耕主代理人等は語れり

マリオンの出帆　米國軍艦マリオン號は今廿六日桑港に向けホノルヽ港の實測を始めたり

桑港港の實測

ホノルヽ港の實測を始めたるは桑港港の實測を始めたるは

稅關長の辭職

稅關長カッスルは

○布哇特報　第五十三信

八月廿七日ホノルヽ府　特派員　西　印　生

召　集

前信にも報じたる臨時議會の召集は來る九月八日正午十五日の日附を以て布哇上院に發したり布哇の輿論は如し

憲法第三十二條

得て合衆國との條約を批准する權は上院に在り權委員は該條約を以て布哇共和國の代表者と商議し上院の議決に依り明かに附議